

後期高齢者医療保険 限度額適用認定証の交付について

医療費の限度額は所得区分によって異なります。医療機関の支払いを限度額までにするためには、所得区分により「限度額適用認定証」が必要な場合があります。

認定証が必要な人で、医療費が高額になる場合は、あらかじめ保険年金課(1階101番窓口)で「限度額適用認定証」の交付申請をし、医療機関に提示するようにしてください。

※令和2年度に認定証の交付を受けている人で、8月以降も認定できる人には、7月下旬に認定証を送付していますのでご確認ください。

※所得区分を判定するためには、世帯全員の所得の確認が必要となります。所得の申告がない場合、認定証の交付ができないことがありますのでご注意ください。

※新たに認定証の交付を受けられる人は申請が必要です。

(申請に必要なもの…保険証・印鑑・代理人が手続きされる場合は委任状など)

所得区分		医療機関に提示するもの	
現役並み所得者	Ⅲ (住民税課税所得 690 万円以上)	保険証	(認定証の申請は不要)
	Ⅱ (住民税課税所得 380 万円以上)	保険証	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 限度額適用認定証 </div> ← <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #f8d7da;"> 申請必要 </div>
	Ⅰ (住民税課税所得 145 万円以上)		
一般 (住民税課税所得 145 万円未満)	保険証	(認定証の申請は不要)	
非課税世帯	低所得者Ⅱ (注1)	保険証	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 限度額適用・標準負担額減額認定証 </div> ← <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #f8d7da;"> 申請必要 </div>
	低所得者Ⅰ (注2)		

(注1) 世帯員全員が住民税非課税の人。

(注2) 世帯員全員が住民税非課税であって、かつ、各所得が0円(年金の所得は控除を80万円として計算)の人。
なお、総所得金額等に給与所得が含まれている場合には、給与所得から10万円を控除します。

問合せ = 保険年金課 医療係 (内線 327・328)